

薬物乱用防止対策

1. 大麻等の薬物に係る規制の見直し
2. 厚生労働省における広報啓発活動
3. 麻薬取締部における薬物乱用防止対策

令和 3 年 1 1 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

1. 大麻等の薬物に係る 規制の見直し

近年の薬物情勢

- ① 覚醒剤事犯は、平成31・令和元年に引き続き令和2年も1万人を下回った。
- ② 大麻事犯は、令和2年の検挙人員は7年連続で増加して5,260人となり、過去最多を更新した。特に、検挙人員の約65%が30歳未満であるなど、若年層を中心とした大麻乱用の拡大が顕著となっている。
- ③ 覚醒剤の再犯者率は14年連続で増加し、過去最高を更新した。

★「薬物乱用対策推進会議」

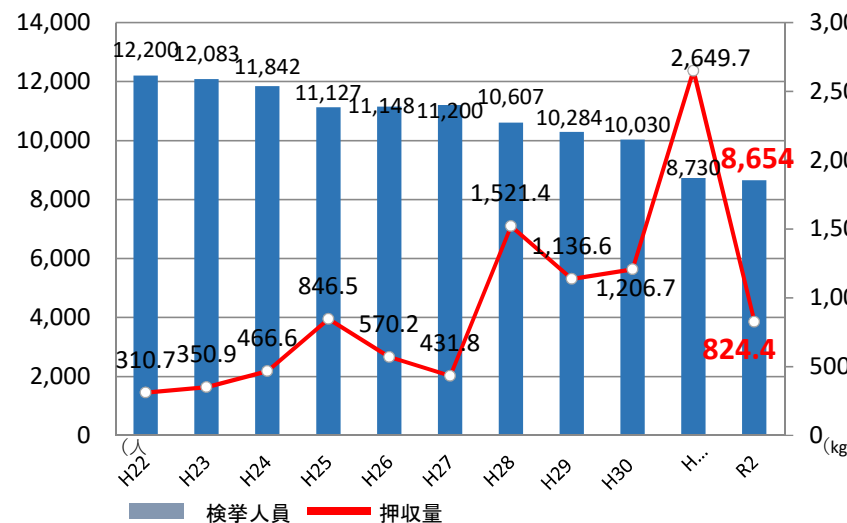
政府全体で薬物に対する強力な取締り、広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進する目的で設置されたものの。

平成30年8月3日に策定した基本計画である「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、各省庁において対策を実施している。

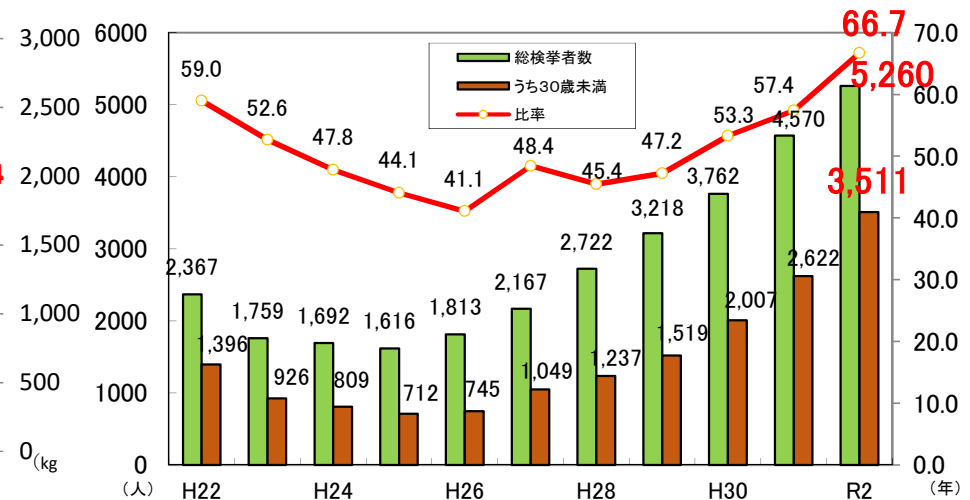
※平成29年3月から厚生労働大臣が同会議の議長となった。（内閣府から厚生労働省へ事務局が移管）

※「薬物乱用防止五か年戦略」とは、薬物乱用を防止するため各省庁が連携して取り組む薬物対策の基本計画。

覚醒剤事犯検挙人員と押収量の推移



大麻事犯検挙人員の推移



大麻等の薬物に係る規制の見直しについて

これまでの経緯

近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢や、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用等の国際的な動向を踏まえ、今後の薬物対策のあり方を検討するため、令和3年1月から、医学・薬学・法学等の有識者により構成された「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を計8回にわたり開催し、同年6月25日にとりまとめを公表した。

同とりまとめにおいて、

- ・ 大麻草の部位による規制から成分に着目した規制への見直し
- ・ 大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し
- ・ 大麻の「使用」に対する罰則の導入

等について、基本的な方向性が示された。

今後の予定

「大麻等の薬物対策のあり方検討会」とりまとめにおいて示された基本的な方向性を踏まえ、今後の大麻等の薬物に係る規制の見直しを行う上での課題について整理・検討を進める。

參考資料

「大麻等の薬物対策のあり方検討会」について

設置趣旨

■我が国における薬物行政については、戦後制定された薬物4法を基本として、取締りをはじめとした各種施策が実施されてきたところであるが、このような取組の結果、違法薬物の生涯経験率※は諸外国と比較して、著しく低くなっているなど、高い成果を挙げてきている。

※ 違法薬物の生涯経験率は、欧米では30%から40%程度であるが、日本は2%程度。

■一方で、大麻事犯が増加傾向にあり、特に、若年層における大麻乱用の急増や、再犯率が増加しているとともに、大麻ワックスなど人体への影響が高い多様な製品の流通が拡大している。

■また、昨今、医療技術の進展等を踏まえ、諸外国において、大麻を使用した医薬品が上市されているとともに、CND（国連麻薬委員会）においても、大麻の医療用途等への活用に向けた議論が進められているところである。

■このような社会状況の変化や国際的な動向等も踏まえつつ、今後の薬物対策のあり方を議論するため、標記検討会を設置する。

検討項目

○大麻規制のあり方を含めた薬物関連法制のあり方

○再乱用防止対策（依存症対策）を始めとした薬物関連施策のあり方 等

構成員等

○構成員は、医学・薬学・法学等の有識者で構成。

○令和3年1月20日に第1回会合を開催。令和3年6月25日にとりまとめ公表。

○議事は公開とする。

大麻等の薬物対策のあり方検討会 構成員

氏 名	役職・所属	氏 名	役職・所属
太田 達也	慶應義塾大学法学部 教授	藤野 彰	公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター 理事長 一般社団法人 国際麻薬情報フォーラム 代表理事
岡崎 重人	特定非営利活動法人 川崎ダルク支援会 理事長	船田 正彦	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 依存性薬物研究室 室長
小林 篤子	読売新聞東京本社 社会保障部長	堀尾 貴将	森・濱田松本法律事務所 弁護士
嶋根 卓也	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室 室長	松本 俊彦	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
鈴木 勉	学校法人 湘南ふれあい学園 湘南医療大学 薬学部長 教授	和田 清	埼玉県立精神医療センター 依存症治療研究部 顧問 昭和大学 薬学部基礎医療薬学(毒物学部門) 客員教授
			(氏名五十音順)
		その他	麻薬製造業者関係者 1名 自治体関係者 1名 ※氏名、所属非公表
			(計12名)

大麻等の薬物対策のあり方検討会 開催状況

第1回 令和3年1月20日
薬物対策の現状と課題

第2回 令和3年2月25日
大麻を取り巻く環境と健康への影響

第3回 令和3年3月16日
再乱用防止と依存症対策

第4回 令和3年3月31日
薬物の適正使用
大麻由来医薬品の医療への活用
(聖マリアンナ医科大学脳神経外科准教授
太組一朗先生)

第5回 令和3年4月23日
日本の麻文化を守るために(日本麻協議会事務局
代表 若園和朗様、日本麻振興会代表理事 大森
由久様)
とりまとめに向けた今後の検討課題

第6回 令和3年5月14日
とりまとめ素案

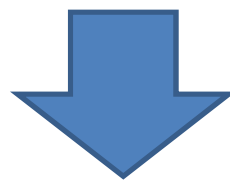
第7回 令和3年5月28日
とりまとめ(案)

第8回 令和3年6月11日
とりまとめ

「大麻等の薬物対策のあり方検討会」とりまとめを踏まえた 大麻取締法の見直しの方向

◆ 現行規制

	医薬品※	成分規制	所持罪	使用罪
大麻	× (G7諸国では日本のみ)	× (葉、花穂など、大麻の部位による規制)	○ 5年以下の懲役	× (麻酔いのおそれがあることから、使用罪を設けず所持罪のみ)



◆ 見直しの方向

大麻	○ Ex) エピディオレックス(日本未承認)	○ Ex) THC(テトラヒドロカンナビノール)※※※ ※大麻草由来のもののみ	○ 5年以下の懲役	○※※
麻薬	○ Ex) モルヒネ塩酸塩、オキノーム散、 フェントステープ等	○ Ex) モルヒネ、オキシコドン、フェンタニル、THC等 ※THCについては化学合成のもののみ	○ ヘロイン:10年以下の懲役 その他の麻薬:7年以下の懲役	○ ヘロイン:10年以下の懲役 その他の麻薬:7年以下の懲役
覚醒剤	○ Ex) ヒロポン、アデラル(日本未承認)	○ Ex) アンフェタミン、メタンフェタミン	○ 10年以下の懲役	○ 10年以下の懲役

※) 自己の疾病の治療のための携帯輸出入は、麻薬は認められているが覚醒剤は認められていない

※※) ただし、12名の委員のうち3名が反対

※※※) THCは幻覚作用等の有害な精神作用を示す一方、同じ大麻に含まれる成分であるCBD(カンナビジオール)は幻覚作用を有さない

大麻等の薬物対策のあり方検討会 とりまとめ（ポイント）

成分に着目した規制

大麻取締法においては、大麻草の部位による規制を行っているところであるが、実態としてはTHC（テトラヒドロカンナビノール）という有害成分に着目して取締りを行っていることや、規制すべき物質は有害な精神作用を示すTHCであることから、大麻草が含有する成分（THC）に着目した規制に見直すことが適当である。

大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し

WHO勧告により大麻から製造された医薬品の有用性が認められる等、近年の諸外国の動向やその医療上の有用性を踏まえて、現行の麻薬及び向精神薬取締法に規定される免許制度等の流通管理の仕組みの導入を前提として、大麻から製造された医薬品の製造や施用を可能とすべきである。

大麻の「使用」に対する罰則

法制定時に大麻の使用に対する罰則を設けなかった理由である「麻酔い」は現状において確認されず、大麻から製造された医薬品の不正使用の取締りの観点や他の薬物法規との整合性の観点からは、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見出し難い。

また、使用に対する罰則が規定されていないことが、「大麻を使用してもよい」というメッセージと受け止められかねない状況にあることから、他の薬物法規と同様、大麻の使用に対し罰則を科すことが必要であるという意見が多かった。

一方、国際的な回復支援の流れに逆行することになるのではないかと、使用罪の導入が大麻使用の抑制につながるという論拠が乏しい、大麻事犯の検挙者数の増加に伴い、国内において、暴力事件や交通事故、また、精神障害者が増加しているという事実は確認されておらず、大麻の使用が社会的な弊害を生じさせているとはいえない、刑罰により罰することは孤立を深め、スティグマを助長するなどの理由から、3名の委員より反対意見があった。

再乱用防止と社会復帰支援の推進

刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援、医療提供体制に係る取組の継続及び地域社会における本人・家族等への支援体制の充実により、再乱用防止と社会復帰支援を進めていく必要がある。

大麻取締法における「大麻」について

規制対象外

種子

成熟した茎
(樹脂を除く)



規制対象

花穂

葉・未成熟の茎

成熟した茎から
分泌された樹脂

根

➤ 大麻取締法(昭和23年法律第124号)(抄)

第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

➤ 大麻に含まれる主な成分

- ◆ THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分。化学合成されたものは、麻薬として規制。
- ◆ CBD・・・物質としては規制されていない。

大麻から製造された医薬品について

1. Epidiolex（エピディオレックス）とは

英国のGW Pharmaceuticals（GWファーマシューティカルズ）社が開発した医薬品で、「大麻草」を原料として、抽出・精製された大麻成分CBD（カンナビジオール）を主成分とする経口液剤。



2. 承認までの経過

- 平成30年6月25日 米国FDA（食品医薬品局）は、Pharmaceutical社のEpidiolexを、重度のてんかん症候群であるレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 平成30年11月1日 GW Pharmaceutical社は米国でEpidiolexを発売
- 令和元年9月23日 欧州委員会（European Commission）はEpidiolexをレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 令和2年8月 米国FDAは、Epidiolexを結節性硬化症の治療薬として承認

3. 日本の状況

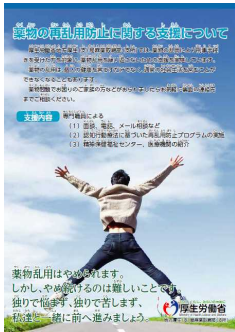
- 「Epidiolex」は、大麻草の規制部位から抽出されたものであり、大麻取締法に基づく大麻製品であることから輸入が原則禁止される。
また、施用、受施用は禁止されている。
- なお、大麻から製造された医薬品の国内での治験は、現行の大麻取締法においても可能。

薬物犯罪の主な法定刑の比較一覧表

	麻薬及び向精神薬取締法			大麻取締法	あへん法	覚醒剤取締法		医薬品医療機器等法
	ヘロイン	その他の麻薬	向精神薬	大麻	あへん	覚醒剤	覚醒剤原料	指定薬物
輸入	(単純)(64-I) 1年以上の懲役	(単純)(65-I-1) 1年以上10年以下の懲役	(単純)(66の3-I) 5年以下の懲役	(単純)(24-I) 7年以下の懲役	(単純)(51-I-2, 3) 1年以上10年以下の懲役	(単純)(41-I) 1年以上の懲役	(単純)(41の3-I-3, 4) 10年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
輸出	(営利)(64-II) 無期若しくは3年以上の懲役又は情状により1000万円以下の罰金の併科	(営利)(65-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(66の3-II) 7年以下の懲役又は情状により200万円以下の罰金の併科	(営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(営利)(51-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(41-II) 無期若しくは3年以上の懲役又は情状により1000万円以下の罰金の併科	(営利)(41の3-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科
製造				※製造なし	※製造なし、採取			※輸出なし
所持	(単純)(64の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(66-I) 7年以下の懲役	[譲渡及び譲渡目的の所持に限る。] (単純)(66の4-I) 3年以下の懲役	(単純)(24の2-I) 5年以下の懲役	(単純)(52-I) 7年以下の懲役	(単純)(41の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-3, 4) 7年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
譲渡	(営利)(64の2-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(66-II) 1年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(営利)(66の4-II) 5年以下の懲役又は情状により100万円以下の罰金の併科	(営利)(24の2-II) 7年以下の懲役又は情状により200万円以下の罰金の併科	(営利)(52-II) 1年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(営利)(41の2-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金の併科
譲受								
施用	(単純)(64の3-I) 10年以下の懲役	(単純)(66の2-I) 7年以下の懲役	※一般的に医薬品として使用されるため、使用罪を設置していない		(52の2) 7年以下の懲役 (吸食)	(単純)(41の3-I-1) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-5) 7年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
使用	(営利)(64の3-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(66の2-II) 1年以上10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科				(営利)(41の3-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	
栽培		[麻薬原料植物の栽培] (単純)(65-I-2) 1年以上10年以下の懲役 (営利)(65-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科		(単純)(24-I) 7年以下の懲役 (営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金の併科	(単純)(51-I-1) 1年以上10年以下の懲役 (営利)(51-II) 1年以上の懲役又は情状により500万円以下の罰金の併科			

2. 厚生労働省における 広報啓発活動

薬物乱用防止対策（一次予防・二次予防）

	一次予防	二次予防																																																																																		
目的	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止																																																																																		
対象者	国民全般(主に学生)	薬物使用経験者(初犯・再犯者等を含む)																																																																																		
実施内容	● 青少年に対する普及啓発(薬物乱用防止啓発読本) 【小学6年生保護者向け】 【高校卒業予定者向け】 【青少年向け】  ● 地域における国民的啓発運動 不正大麻・けし撲滅運動 『ダメ。ゼッタイ。』普及運動 (5月1日～6月30日) 大麻・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (6月20日～7月19日) 大麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (10月1日～11月30日)  ● 薬物乱用防止啓発訪問事業 小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に基づき、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣して、啓発を実施。また、FacebookやTwitterを活用して情報を発信。 	● 相談機関活用促進のための啓発 薬物問題を抱える当事者や家族のための小冊子の配布。  ● 再乱用防止プログラムの周知広告 薬物事犯により検挙され、保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対して、再乱用防止プログラム、相談窓口の周知。  支援については、以下の連絡先にお電話の上、再乱用防止支援担当者までお問い合わせください。 全国の麻薬取締部の支援窓口 (厚生労働省のホームページで最新の情報をお知らせします) <table><thead><tr><th>都道府県</th><th>電話番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道</td><td>011-226-2121</td></tr><tr><td>青森県</td><td>017-226-2121</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>019-226-2121</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>022-226-2121</td></tr><tr><td>秋田県</td><td>018-226-2121</td></tr><tr><td>山形県</td><td>023-226-2121</td></tr><tr><td>福島県</td><td>024-226-2121</td></tr><tr><td>茨城県</td><td>029-226-2121</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>028-226-2121</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>027-226-2121</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>049-226-2121</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>047-226-2121</td></tr><tr><td>東京都</td><td>03-226-2121</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>046-226-2121</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>025-226-2121</td></tr><tr><td>富山県</td><td>076-226-2121</td></tr><tr><td>石川県</td><td>077-226-2121</td></tr><tr><td>福井県</td><td>077-226-2121</td></tr><tr><td>山梨県</td><td>042-226-2121</td></tr><tr><td>長野県</td><td>026-226-2121</td></tr><tr><td>岐阜県</td><td>057-226-2121</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>054-226-2121</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>052-226-2121</td></tr><tr><td>三重県</td><td>059-226-2121</td></tr><tr><td>滋賀県</td><td>078-226-2121</td></tr><tr><td>京都府</td><td>075-226-2121</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>06-226-2121</td></tr><tr><td>兵庫県</td><td>078-226-2121</td></tr><tr><td>奈良県</td><td>074-226-2121</td></tr><tr><td>和歌山県</td><td>073-226-2121</td></tr><tr><td>徳島県</td><td>087-226-2121</td></tr><tr><td>香川県</td><td>087-226-2121</td></tr><tr><td>愛媛県</td><td>089-226-2121</td></tr><tr><td>高知県</td><td>088-226-2121</td></tr><tr><td>福岡県</td><td>092-226-2121</td></tr><tr><td>佐賀県</td><td>095-226-2121</td></tr><tr><td>大分県</td><td>097-226-2121</td></tr><tr><td>熊本県</td><td>096-226-2121</td></tr><tr><td>鹿児島県</td><td>099-226-2121</td></tr><tr><td>沖縄県</td><td>098-226-2121</td></tr></tbody></table>	都道府県	電話番号	北海道	011-226-2121	青森県	017-226-2121	岩手県	019-226-2121	宮城県	022-226-2121	秋田県	018-226-2121	山形県	023-226-2121	福島県	024-226-2121	茨城県	029-226-2121	栃木県	028-226-2121	群馬県	027-226-2121	埼玉県	049-226-2121	千葉県	047-226-2121	東京都	03-226-2121	神奈川県	046-226-2121	新潟県	025-226-2121	富山県	076-226-2121	石川県	077-226-2121	福井県	077-226-2121	山梨県	042-226-2121	長野県	026-226-2121	岐阜県	057-226-2121	静岡県	054-226-2121	愛知県	052-226-2121	三重県	059-226-2121	滋賀県	078-226-2121	京都府	075-226-2121	大阪府	06-226-2121	兵庫県	078-226-2121	奈良県	074-226-2121	和歌山県	073-226-2121	徳島県	087-226-2121	香川県	087-226-2121	愛媛県	089-226-2121	高知県	088-226-2121	福岡県	092-226-2121	佐賀県	095-226-2121	大分県	097-226-2121	熊本県	096-226-2121	鹿児島県	099-226-2121	沖縄県	098-226-2121
都道府県	電話番号																																																																																			
北海道	011-226-2121																																																																																			
青森県	017-226-2121																																																																																			
岩手県	019-226-2121																																																																																			
宮城県	022-226-2121																																																																																			
秋田県	018-226-2121																																																																																			
山形県	023-226-2121																																																																																			
福島県	024-226-2121																																																																																			
茨城県	029-226-2121																																																																																			
栃木県	028-226-2121																																																																																			
群馬県	027-226-2121																																																																																			
埼玉県	049-226-2121																																																																																			
千葉県	047-226-2121																																																																																			
東京都	03-226-2121																																																																																			
神奈川県	046-226-2121																																																																																			
新潟県	025-226-2121																																																																																			
富山県	076-226-2121																																																																																			
石川県	077-226-2121																																																																																			
福井県	077-226-2121																																																																																			
山梨県	042-226-2121																																																																																			
長野県	026-226-2121																																																																																			
岐阜県	057-226-2121																																																																																			
静岡県	054-226-2121																																																																																			
愛知県	052-226-2121																																																																																			
三重県	059-226-2121																																																																																			
滋賀県	078-226-2121																																																																																			
京都府	075-226-2121																																																																																			
大阪府	06-226-2121																																																																																			
兵庫県	078-226-2121																																																																																			
奈良県	074-226-2121																																																																																			
和歌山県	073-226-2121																																																																																			
徳島県	087-226-2121																																																																																			
香川県	087-226-2121																																																																																			
愛媛県	089-226-2121																																																																																			
高知県	088-226-2121																																																																																			
福岡県	092-226-2121																																																																																			
佐賀県	095-226-2121																																																																																			
大分県	097-226-2121																																																																																			
熊本県	096-226-2121																																																																																			
鹿児島県	099-226-2121																																																																																			
沖縄県	098-226-2121																																																																																			

3. 麻薬取締部における 薬物乱用防止対策

麻薬取締官の取締状況

1. 法令別検挙件数・人員

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31・令和元年	令和2年
覚醒剤取締法	件数	198	207	270	190	267
	人員	207	214	305	245	267
大麻取締法	件数	192	255	334	354	359
	人員	233	246	369	442	414
麻薬及び向精神薬取締法	件数	81	76	132	108	111
	人員	76	83	129	92	109
麻薬特例法	件数	24	26	16	73	70
	人員	43	27	35	80	99
あへん法	件数	0	0	1	0	4
	人員	0	0	1	0	3
医薬品医療機器法	件数	94	89	48	24	15
	人員	88	77	46	20	17
合計件数		589	653	801	749	826
合計人員		647	647	885	879	909

注1) 警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

2. 主な薬物の押収量

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31・令和元年	令和2年
ヘロイン(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コカイン(kg)	0.2	1.3	0.4	0.2	0.1
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	37.8	109.7	104.4	108.4	106.3
大麻草(本)	6,279	1,819	3,068	4,791	4,171
大麻樹脂(kg)	0.3	0.2	0.5	0.7	0.1
あへん(g)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
覚醒剤(kg)	932.9	827.6	346.1	1714.1	682

注2) 警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

注3) 覚醒剤については、粉末のみ計上。

麻薬取締部における模造医薬品販売事案の摘発事例

- 令和2年9月、医薬品医療機器等法の一部を改正する法律により、麻薬取締官及び麻薬取締員に、模造に係る医薬品の販売・授与等に関する罪についての捜査権限が付与された。
- 令和3年4月、近畿厚生局麻薬取締部において、販売の目的で貯蔵されていた模造医薬品100錠を押収し、同年7月、同部において、模造医薬品を販売目的で貯蔵したものとして男性1名を送致した。
- 本件は、麻薬取締官への模造医薬品に関する捜査権限付与以降初の摘発事例。

報道

麻取部が偽造薬事件初摘発
昨秋法改正で捜査権限付与

偽造された物起不全（E）D）治療を販売目的で保管したとして、厚生労働省が20日、分かった。捜査関係者によると、厚生省の麻薬取締官に偽造医薬品に関する捜査権限が与えられた。大阪市在住の無職男、近畿厚生局麻薬取締部が、係者によらず、厚生省の麻薬取締官に偽造医薬品に関する捜査権限が与えられた。2017年にC型肝炎治療薬「ハーボニー」の偽造品が流通し、薬局で患者に調剤されたことが判明。この問題を受け、厚生省は全国の薬局や卸売業者に取引先の身元確認を義務付け、さらに薬物捜査のノウハウを活用するため、警察にも捜査権限が与えられた。

令和3年7月21日
大阪日日新聞

押収した模造医薬品



パッケージ



ボトル



錠剤

※「医薬品として販売されている錠剤の図柄及び形状を模したもの」として押収

麻薬取締部における再乱用防止対策事業のイメージ

